

空家・空店舗等のリノベーションによる

## ●まちなかのにぎわい創出を支援します！

空家等の遊休施設や空間をはじめとする既存資源の有効活用によって、エリア価値の向上を図るためのリノベーションを支援する「まちなかりノベーション推進事業」の公募を行います。事業の採択は、審査会を経て決定します。

**▶補助対象者**  
次の要件を満たし、かつまちなか等の賑わいを生む具体的な計画を持っている人

- ①開業の日までに市内に住所を持つ個人又は法人
- ②市税を完納している人
- ③この補助金の交付を受けてから5年以上市内で事業を継続しようとする人
- ④事業実施後、関係商工団体と協調してにぎわい創出に取り組む人

**▶補助対象事業**

- ①空家等の遊休施設や空間を有効活用して、小売業、生活サービス業、クリエイティブ産業、共同利用施設整備等の事業を行うもの
- ②上記に該当する業種で既に営業している店舗（1年以上）を、第三者が事業継承し出店するため改装を行うもの

**▶補助対象経費**

- ①申請者が業者と契約して行う改装工事費（備品や器具類は除く）
- ②申請者が自ら行う工事に係る原材料費（使用箇所及び使用量が明確に確認できるものに限り）

※いずれも居住部分の経費は除きます。

※補助対象経費については、必ず事前に右記にご相談ください。

**▶補助限度額**

地域・業種	補助率	上限額
複数の経営体が共同のテナント内に に出店する場合	3分の2以内	150万円
推進プランを定めている商店街の 区域	2分の1以内	100万円
推進プランを定めていない商店街 の区域		75万円
上記以外の区域であって、事業の 目的を達成すると認められる区域		50万円

※推進プランとは、商店街の将来のビジョンや実施事業を取りまとめたものを言います。

**▶事業実施期間**

交付決定日～令和4年3月31日(木)

※申請年度から同一の年度内で事業を完了する必要があります。

※交付決定日以前に着手したものは補助対象となりません。

**▶提出書類及び提出先**

必要書類を添付し、下記に提出

※申請に必要な各種様式は市ホームページに掲載しています。

※市ホームページに掲載の応募要領を必ずご確認ください。

※申請状況によって、年度内に再度公募を行う場合があります。

**▶申込期限** 8月10日(火)

☎商工労政課商業・消費生活係 ☎②8239（市役所3階）



## ●宝くじの発売とコミュニティ助成事業の募集

「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、全国で同時販売されます。宝くじの収益金はコミュニティ助成事業として市町村の明るく住みよいまちづくりに使われており、日田市においても地域公民館の備品購入などで活用されています。

**▶昨年のコミュニティ助成事業の内容**

- ①コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備（100万円から250万円まで）
- ②コミュニティセンターの建設（対象となる事業費の5分の3以内に相当する額で1,500万円まで）
- ③青少年健全育成事業（30万円から100万円まで）や地域づくり助成事業（1,000万円まで）等

※募集内容は変更される場合があります。

※詳細は右記にお問い合わせください。

※今年度の募集内容は、9月頃にお知らせする予定です。

**▶宝くじ発売期限** 8月13日(金)



宝くじを購入することで地域のまちづくりの支援を行いますか？

☎まちづくり推進課市民協働・男女共同参画推進係 ☎②7515（市役所6階）

# 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者向け支援策のご案内

### ①月次支援金【国】

4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や、外出・移動自粛の影響を受け、月の売上高が対前年又は対前々年の同月比で50%以上減少した事業者に対し、支援金を支給。

**▶給付額**

中小法人等 上限：1か月20万円  
個人事業者等 上限：1か月10万円

**▶申請期限** 4・5月分：8月15日(日)

6月分：8月31日(火) 7月分：9月30日(木)

☎月次支援金事務局相談窓口 ☎0120-211-240



### ②中小企業・小規模事業者事業継続支援金【県】

県が要請した飲食店の時短営業や外出自粛等の影響によって、5月又は6月の売上高が対前年又は対前々年の同月比で30%以上減少した事業者に対し、支援金を支給。

**▶給付額** 法人 上限30万円

個人事業者 上限15万円

※①の5月分と6月分をともに受給した人は対象外。

**▶申請期限** 9月30日(木)

☎事業継続支援金相談窓口 ☎050-6868-9277



### ③飲食店取引事業者等支援金【市】

県が行う飲食店等に対する時短要請によって直接影響を受け、5月又は6月の売上高が対前年又は対前々年の同月比で30%以上減少した事業者に対し、支援金を支給。

**▶給付額** 一律10万円

※①又は②との重複受給ができません。

**▶申請期限** 8月31日(火)

☎日田市企業支援窓口 ☎②8340（市役所5階）



### ④「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業補助金【県】

より適正な感染防止対策を行うため、大分県では「安心はおいしいプラス」認証制度を設けるとともに、中小・小規模の飲食業者が行う設備投資等に対し補助金を交付するもの。

**▶補助額** 1店舗ごと上限30万円（消費税含まない）

※事前に認証制度の申請を行う必要があります。

☎大分県安心はおいしいプラス認証事業部 ☎097-554-6000



### ⑤中小企業者等感染症防止対策支援事業補助金【市】

新型コロナウイルス感染症防止対策として、店舗・事業所等で使用する物品や設備にかかる経費に対する補助。

**▶補助率** 5分の4

**▶限度額** 10万円（1事業者1回限り）

※国の補助金（「持続化補助金」など）や、④と

重複する品目は補助対象となりません。

**▶申請期限** 9月30日(木)

☎日田市企業支援窓口 ☎②8340（市役所5階）



### ⑥宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金【県】

感染症対策機器の導入や、新たな需要に対応するための施設改修等を行う宿泊事業者に対し補助金を交付するもの。

**▶補助率** 4分の3以内

**▶限度額** 750万円

**▶申請期限** 12月28日(火)

☎大分県宿泊施設補助金事務局 ☎097-533-1014



### ⑦宿泊施設受入環境整備緊急支援事業費補助金【市】

⑥を活用して、今後の誘客に向けた受入環境の整備に取り組む宿泊事業者の負担軽減を図るため、補助金を交付するもの。

**▶補助率** 県の交付決定に係る補助対象経費の8分の1以内

※令和3年度に実施したもののみ対象。

**▶申請期限** 令和4年1月31日(月)

☎観光課観光振興係 ☎②8210（市役所3階）



### ⑧中小企業者等賃料支援事業補助金（第2期）【市】

中小・小規模事業者等の事業継続を支援するため、4月～6月の間の任意の1か月の売上高が対前年又は対前々年の同月比で30%以上減少した事業者に対し、賃借している店舗又は事務所等の建物賃料・地代の一部を補助するもの。

**▶補助率等** 月額賃料の5分の4を4か月分（6～9月支払い分）

**▶限度額** 1契約当たり月額上限6万4千円

1事業者当たり月額上限20万円

※1事業者につき⑧と⑨いずれか一方のみ申請できます。

※既に⑧又は⑨の第1期の交付決定を受けた事業者は対象外。

**▶申請期限** 8月31日(火)

☎日田市企業支援窓口 ☎②8340（市役所5階）



### ⑨自己所有物件事業者支援金（第2期）【市】

中小・小規模事業者等の事業継続を支援するため、4月～6月の間の任意の1か月の売上高が対前年又は対前々年の同月比で30%以上減少した事業者に対し、自己所有している事業用の建物の維持・管理に係る費用を支援するもの。

**▶給付額** 一律10万円（土地・償却資産は対象外）

※1事業者につき⑧と⑨いずれか一方のみ申請できます。

※既に⑧又は⑨の第1期の交付決定を受けた事業者は対象外。

**▶申請期限** 8月31日(火)

☎日田市企業支援窓口 ☎②8340（市役所5階）



### ⑩新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金利子補給【市】

大分県の「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金（利子1.3%）」を借り入れた中小企業者に対して4月以降に発生する3年間の利子を補給するもの。

**▶補助対象融資上限額** 1,000万円

**▶利子補給期間** 最大3年間

☎商工労政課地域産業支援係 ☎②8239（市役所3階）

